

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（高速自動車国道等における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 一般国道373号（自動車専用道路の区間に限る。）</p>	<p>（高速自動車国道等における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 一般国道373号（<u>駒帰インターチェンジから智頭インターチェンジまでの間における自動車専用道路及び岡山県境から駒帰インターチェンジまでの区間に限る。</u>）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。